

インターバンク取引における有担・無担の問題について*

小 池 元**

1. はじめに — 目的、構成、要旨
2. 有担コール市場の歴史
3. 無担のインターバンク市場拡大に対する英蘭銀行の対応
4. 主要国の無担のインターバンク市場における安全性確保の手段
5. むすびにかえて

1. はじめに — 目的、構成、要旨

短期金融市場は、市場参加者が金融機関のみに限定されたインターバンク・マーケットと企業・個人等非金融機関も自由に参加できるオープン・マーケットとに分類することができる。日本の場合、短期金融市場は伝統的にインターバンク・マーケットとして発展してきた。その中核は長い歴史を持つコール市場であるが、昭和46年には手形市場が創設され、コール・手形両市場が金融機関の準備金の運用・調達市場として効果的に機能してきた。そこでは、有担の取引が行われているが、こうした取引慣行は取引の安全性確保、ルーマー等による攪乱的な影響の遮断等を通じ、市場取引の円滑化に効果を発揮してきた。こうした状況のところ、近年金融自由化進展の下で、オープン・マーケットが著しく厚味を増してきている。その代表例は現先市場、CD 市場であり、取引される金融資産に応じて有担、無担の両者があるが、そのことは取引の円滑化の障害となっているわけではない。現在日本銀行の金融調節は主としてイ

ンターバンク・マーケットの需給に働きかけ、それが金融機関の金利裁定行動を通じてオープン・マーケットに円滑に波及していく形をとっているが、今後金融自由化が進展する下で金融政策の有効性を維持し、更に高めるためには、TB 市場の育成・強化等オープン・マーケットの整備が要請されている。

ところで、こうした日本の短期金融市場を米、英、独の主要な市場と比較してみると（第1表参照）、次のような特色が認められる。すなわち、

- ① 日本のインターバンク・マーケットは、有担であるという点で英国のコール市場と同様である。ただ英国の場合、コール市場は銀行（出し手）と割引商社（取り手）との間の取引であり、銀行相互の取引ではないという点で日本のコール市場とは異なる。銀行相互の準備調整市場という点では、米国のフェデラル・ファンド市場と西独のコール市場が日本のコール市場と同じであるが、米、独の市場はいずれも無担である。
- ② また英国では、1960年代半以降無担のインターバンク預金市場が急速に拡大し、現在では

* 本稿作成に当っては、日本銀行海外事務所の協力を得た。

** 日本銀行金融研究所調査役

第1表 各国の主要な短期金融市場

()内は有担(有)、無担(無)の区別と83年末市場残高

		米 国	英 国	西 独	(参考) 日 本
インターバンク・マーケット		フェデラル・ファンド (無、402億ドル)	コール (有、61億ポンド) インターバンク預金 (無、328億ポンド)	コール (無、2,114億マルク)	コール (有、4.5兆円)
オープン・マーケット	オープン・マーケット オペ対象市場	B A (有、783億ドル)	手形(BAを含む) (有、137億ポンド)	B A (有、146億マルク)	手 形 (有、6.8兆円)
		T B (有、3,438億ドル)	T B (有、14億ポンド)	T B (有、167億マルク)	(BA ?) (TB ?)
		R P S (有、838億ドル)			現 先 (有、4.3兆円)
	そ の 他 市 場	C D (無、917億ドル) C P (無、1,854億ドル)	Bonds 建CD (無、90億ポンド) 地方公共団体預金 (無、49億ポンド)		C D (無、5.7兆円)

(注) 市場残高には、中央銀行保有分(西独については平衡請求権および流動化証券の枠余額)を含む。

有担の市場を凌駕するに至っている。日本でも、無担のインターバンク預金取引はあるが、その実態は親密先との相対取引を中心とする極めて小規模なものにとどまっております、短期金融市場を構成する市場とはいえない。

- ③ 日本では、近年オープン・マーケットが量的に拡大してきているのは事実であるが、まだオープン・マーケット・オペレーションの対象となる市場は存在していない。これは、①手形市場がクローズド・マーケットであり、②TB、BA市場がなく、③現先オペが行われていないことによる。

本稿の目的は、上記①、②の問題に着目し、主に米、英、独3国のインターバンク市場における有担、無担の実情を検討することにある。

以下、2.では英国と日本で何故有担のインターバンク取引が行われてきたのか、3.では英国における無担市場の拡大に対し英蘭銀行はどのように対応してきたか、4.では欧米主要国で今や一般的となっている無担保のインターバンク取引につい

てその安全性確保のため如何なる工夫がなされているのか、といった点を検討する。

本稿の論旨を要約すると、次のとおりである。

- ① 英国と日本は、いずれも伝統的なインターバンク市場が有担であるが、これは金融恐慌時の大手取り手の破綻、自己資本力の小さい市場デューラーの存在といった事情によるものである。
- ② 英国で無担のインターバンク預金市場が急速に拡大してきたのは、コール市場の取引制約を回避しつつポジション調整やユーロ市場との金利裁定・スワップ取引が可能な市場として、外銀等 Secondary Banks が活発に利用したためである。

これに対し英蘭銀行は、金融政策の有効性維持の観点から「Secondary Banks の金融政策対象への取り込み」、「コール・手形市場とインターバンク預金市場との金利裁定の促進」のための対応を迫られたほか、Secondary Banking Crisis の発生を契機に無担市場の安全性確保のため銀行の考査・監督や預金者保護の

体制整備にも乗り出している。

- ③ 米、英、独の無担のインターバンク市場では、取引の安全を確保するため次のような工夫が行われている。

第一に仲介業者がブローカーに徹していること、第二に市場参加者が大銀行に絞られるような制度的仕組みがとられていること（米、独）、第三にクレジット・ラインの設定や中央銀行による監視などの安全装置が設けられているほか、必要なら有担に切替える慣行が存在することである。

2. 有担コール市場の歴史

(1) 英国の場合

英国のコール市場は、現在でこそ短期金融市場の中で著しく比重が小さくなったものの、かつては金融機関相互の短期貸借取引の大宗を占めていた。コールの出し手は、主として交換所加盟銀行であり、取り手は割引商社である。割引商社は、コールを資金源として適格手形やTBなどを自己勘定で保有する。従って割引商社はコール市場の取り手、TB・手形市場のディーラーという二重性格を有しており、いわばインターバンク・マーケットのコール市場とオープン・マーケットのTB・手形市場の接点にいる。英蘭銀行はこの割引商社を相手にオペを行っている。

コール市場はロンドン所在の商業銀行と地方の株式銀行をつなぐ場として、19世紀前半には、すでにかなり発達していた。当時は大手の割引商社へのコール放出に限って無担保取引も行われていたが、19世紀半ば以降はすべての取引が有担で行われるようになった模様である。これは、直

接的には、1850～60年代にかけて、割引商社の対民間融資（当時は割引商社も企業向けの貸出を実施）の態度の引緩み、不良貸の増大が目立つようになり、英蘭銀行が割引商社向けの貸出を厳格化したこと（1858年）、¹⁾ その影響もあって、当時最大手の割引商社（オーバレンド・ガーニイ商会）が倒産したこと（1866年）を契機に、割引商社の信用度に対する見方が急速に慎重化したためである。

ただ、より基本的な背景としては、次のような事情が指摘できよう。すなわち英国の場合、割引商社が仲介手数料を稼ぐブローカーではなく、自己計算でコールを取入れ、TB・手形を保有するディーラーとして介在しているが、割引商社は銀行に比較して資力が小さく、しかも債務の全額が利付資金（当座預金なし）であるため、そもそも無利子の現金準備で十分の流動性を保有する余裕の乏しい体質である。因みに、第2表のとおり割引商社の自己資本比率（広義自己資本/資産総額）は2%程度と手形交換所加盟銀行の5.1%（1981年）を大幅に下回っている。また資産の保有構成をみても、割引商社は過半を英蘭銀行再割適格資産（TB、適格手形）で保有し、現金・英蘭銀行預け金はなきに等しく、加盟銀行が運用資産総額の3%、準備資産だけをとってみれば、その約3割を現金・英蘭銀行預け金で保有しているのは対照的である。このためコールの出し手銀行としては取り手の割引商社の流動性につきその裏付けを常に確認する必要があり、²⁾ 従ってコール放出に当っては必ず担保を徴求する慣行が要請されたのである。

1) 1850年代初頭における割引商社の資産内容の悪化（保有手形の質の低下、倉庫証券担保による貸付等）および英蘭銀行再割への安易な依存に対処し、それまで並手をも対象としていた割引商社向けの再割を停止、代りに四半期毎に限って優良手形担保の貸出を認可（W.T.C. キング、「ロンドン割引市場史」、1936年＜藤沢正也訳、日本経済評論社、1978年＞）。

第2表 割引商社と交換所加盟銀行との自己資本比率および資産構成の対比

	英 国	
	割 引 商 社	交 換 所 加 盟 銀 行
自己資本比率	2.0 %	5.1 %
(広義自己資本) (資 産 総 額)	(11 社、80 年末)	(4 大銀行、81 年末)
資 産 構 成 比	現金・BOE預け金 0% < 0% BOE再割適格資産* 53 < 100 >	現金・BOE預け金 3% < 27% コール・ローン 4 < 45 > BOE再割適格資産* 3 < 28 >
	そ の 他 47	そ の 他 90
	計 100	計 100
	(11 社、83 年末)	(18 行、83 年末)
< >内は準備資産総額に対する構成比		
* TB、適格銀行引受手形、適格地方公共団体手形		

(2) 日本の場合

日本のコール取引が有担である理由については、以上にみてきた英国の事情と共通する点がかなり多い。そこで、日本についても若干検討しておこう。すなわち、

- ①仲介業者としてコールを取入れる短資会社は英国の割引商社同様、自己計算で取引するディーラーである。但し、取入れたコールでTB・手形を保有するだけではなく、再びコールとして放出する点は割引商社と異なり、むしろ米国のフェデラル・ファンド市場のブローカーと同じである。
- ②また第3表のとおり、短資会社は過小資本で、現金準備の保有比率も低い。この点、英国の割引商社と類似し、コールの出し手銀行としては相手がブローカーでなくディーラーである以上、担保

の徴求による流動性の確認は欠かせない。

③またその沿革をみると、大手取引手の破綻が有担取引拡大の直接の切っ掛けとなっており、これも英国の事例と共通している。

すなわち、わが国のコール取引は明治30年代半ば頃に始まり、当初は殆どが無担で行われていた。有担取引が広がる最初の切っ掛けは、大正9年七十四銀行（横浜所在の大銀行）の蹉跌であり、その後無担から有担への切換えが徐々に進みはじめたが、それでもなお大正末期には8割以上が無担取引であった（第4表参照）。

当時の一般的な慣習は第5表のとおり、一流銀行または二流銀行相互間の取引は大半が無担であったが、一流銀行が二流銀行に放資する場合や自己計算のビルブローカー（すなわちディーラー）

- 2) こうした事情につき、割引商社Gillet Brothersは、「銀行が割引商社に貸付を行う際には、銀行は自らの流動性準備の一部を使っており、従って割引商社がかかる準備を適当な投資対象に運用しているかどうかを知ることが銀行にとって重要なことである。また割引商社は担保の提供を義務付けられることによって、銀行からの調達資金の運用に事実上制限を加えられることになる」と説明（「欧米金融市場専門調査団報告」、1971年）。

第3表 短資会社と全国銀行との自己資本比率および資本構成の対比

	日 本	
	短 資 会 社	全 国 銀 行*
自己資本比率	0.6 %	4.2 %
〔広義自己資本〕 〔資産総額〕	(6 社、83 年 末)	(86 行、83 年 9 月 末)
資 産 構 成 比	現金・日銀預け金 0 % < 0 %	現金・日銀預け金 2 % < 55 %
	コール・ローン 39 < 39 >	コール・ローン 1 < 38 >
	買 入 手 形 60 < 61 >	買 入 手 形 0.2 < 7 >
	そ の 他 1	そ の 他 97
	計 100 (6 社、83 年 末)	計 100 (86 行、83 年 9 月 末)

< > 内は準備資産総額に対する構成比

* 国内業務部門の計数

第4表 東京コール市場の推移

		大正 15 年 11 月 末	昭和 2 年 3 月 末	8 月 末	10 月 末	11 月 末
コ ー ル 残 高 (百 万 円)		337	301	103	108	131
構 成 比 %	無 担 保	87.8	83.4	48.1	47.8	44.1
	有 担 保	12.2	16.6	51.9	52.2	55.9
	取 手 別					
	うち 特 殊 銀 行 (うち 台 湾 銀 行)	71.4 (44.6)	69.7 (46.6)	36.9 (7.8)	20.2 (5.5)	25.9 (3.8)
	一 般 銀 行	12.5	12.1	22.9	32.9	26.0
	証 券 会 社	5.9	8.4	31.6	34.3	36.8
	使 途 別					
	うち 整 理 資 金	61	60	15	11	8
	証 券 資 金	13	14	43	47	47
	手 形 交 換 決 済 資 金	4	5	12	20	16
期 間 別	うち 月 越 物	56.3	58.1	44.5	33.5	21.1
	翌 日 物	16.6	17.1	29.5	35.8	46.7
	無 条 件 物	26.4	24.8	24.7	30.1	30.8

(資料) 日本銀行「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界(未定稿)」昭和8年

第5表 大正半ば頃から昭和初期のコール取引
担保に関する一般的な慣習

- ① 一流行相互間または二流行相互間は無担が多い。
 - ② 一流行が二流行に放資する際は有担。
 - ③ 自己計算のビルブローカーに放資する際は必ず有担。
 - ④ 比較的長期にわたる取引は信用の大小を問わず有担が多い。
 - ⑤ 巨額に達する時は一定限度以上有担の場合あり。
- (注) 自己勘定でコール取引を行うビルブローカー（いわゆる手取または自家取ブローカー）。
- ① 取り手が名義の表面化を希望しない場合に、手取ブローカーを利用することがある、
 - ② 手取ブローカーは長期貸・短期（翌日物・無条件物）借の思惑をすることがある、とされていた（「コールマネーマーケット」、浅見審三、昭和14年）。
- 無担は有担より日歩一厘高。

（資料） 横浜正金銀行「コール市場の研究」大正13年

に放資する場合などは有担であった。

コール取引の有担原則が確立したのは、昭和2年の金融恐慌が切っ掛けである。金融恐慌の発端は第1次大戦後の反動不況による台湾銀行等特殊銀行の貸出資産内容悪化による破綻³⁾であったが、これが全国的な銀行取引に波及したのは①特殊銀行が貸出固定化に伴う整理資金をコール市場で取りあさっていたこと、②これに対し出し手側も特殊銀行の経営に対する漠然とした安心感や決済不能時の日銀等による救済措置への期待感から、安易に無担で応需したこと、が一因というのが当時の一般的な認識であった。

このため、コール市場参加銀行は昭和2年8月、コール協定を締結し、国債担保の原則、長期物禁

止の原則等の申し合わせを行い、その後有担取引は急速に拡大し（前掲第4表参照）、やがて今日のような形で定着することとなった。

3. 無担のインターバンク市場拡大に対する英蘭銀行の対応

以上が英国と日本で伝統的な有担のコール市場が確立した背景であるが、英国ではこの有担市場とは別に、無担のインターバンク預金市場が併存している。日本では無担のインターバンク預金取引はごく小規模なものにとどまり、市場とはいえない状況にあるが、英国においては何故急速な拡大を遂げてきたのか、またこれに対して英蘭銀行はどのように対応してきたか、この点を次にみてみよう。

(1) インターバンク預金市場拡大の背景

英国では19世紀以来、コール市場がインターバンク市場の中核であったが、1950～60年代に至り、インターバンク預金市場（セカンダリーマーケットあるいはパラレルマーケットの一種）が発達し、両市場の規模は70年を境に逆転をみている（第6表参照）。

こうしたインターバンク預金市場の急拡大の背景としては、外銀を中心に急増した Secondary Banks（外銀、マーチャントバンク、海外銀行等交換所加盟銀行以外の預金取扱金融機関の総称）が、インターバンク預金市場は、①無担保のため、取り手は量的な制約を受けず、出し手は高利運用が可能、②市場参加が自由、③金利形成も自由⁴⁾であることから、ポジション調整の場として活発に利用したほか、④ポンドと外貨との金利裁定・

3) 台湾銀行は昭和2年、主力貸出先鈴木商店の経営破綻後、日銀の同行向け追加融資の拒否、枢密院の同行救済勅令案の否決等を契機にコールの引揚げを受けて破綻。

4) 1971年の新金融調節方式（いわゆるCCC）導入までは、コール市場については、放出残高の一部につき公定歩合を基準とする協定金利が存在しており、71年CCC導入直前においては、「放出残高の1/3は公定歩合マイナス1 5/8 %」とされていた。

第6表 コール市場とインターバンク
預金市場の規模の推移

(単位 億ポンド、行)

	年末 1965	70	75	80	83
コール市場	11	18	18	49	61
インターバンク 預金市場	4	17	71	176	328
在ロンドン ユーロ市場	70	190	860	1,910	4,210
在英銀行数		<72年> 213	324	348	635
うち Secondary Banks	n.a.	200	311	335	616
(うち外銀)		(109)	(204)	(230)	(339)

(資料) BOE四季報等

スワップ取引の場としても利用したことがあげられる。このためインターバンク預金市場は、第6表で明らかなように、Secondary Banks の増加およびユーロ市場の拡大と並行的に発展してきた。

(2) 英蘭銀行の対応

こうしたインターバンク預金市場の急拡大に対する英蘭銀行の考え方と対応は60年代中頃を境に大きな変遷をみている。まず市場規模が比較的小さかった60年代中頃までは、①インターバンク預金市場を準備調節やオペ操作の場としてのコール市場やTB・手形市場から峻別し、②割引商社のインターバンク預金取引への参入を禁止するとともに、③英蘭銀行自身もインターバンク預金市場で慎重な取引が行われている限り、これに関与せずとの態度であった。

しかし、インターバンク預金市場の規模がコール市場と肩を並べるに至った60年代後半以降、

特に逆転した後の73～74年に起った Secondary Banking Crisis (新興小規模銀行の破綻による預金取付け) を契機に、英蘭銀行の態度は、④金融政策の有効性維持、⑤無担取引の安全確保といった2つの要請から大きな転換を迫られ、様々な対応策を講じていくこととなった。

イ、金融政策の有効性維持

まず、英蘭銀行の金融政策面での対応は、大別すると「Secondary Banks の金融政策対象への取り込み」および「コール・手形市場とインターバンク預金市場との金利裁定の促進」の2つに整理することができる。

(i) Secondary Banks の金融政策対象への取り込み

英蘭銀行は60年代後半、①それまで交換所加盟銀行のみを対象としてきた貸出残高規制(わが国の窓口指導に相当)を Secondary Banks にも適用することとし(65年)、更に、② Secondary Banks を対象とする現金預金制度を創設した(68年、交換所加盟銀行に対する特別預金制度と類似の制度。但し一度も発動せず)。また71年の新金融調節方式の実施に際しては、貸出残高規制(上記①)については交換所加盟銀行、Secondary Banks とも適用を廃止したが、③ Secondary Banks については新たに準備資産比率規制および特別預金制度を課すこととした⁵⁾(なお、交換所加盟銀行については、58年以来すでに流動比率規制<準備資産比率規制と同様の規制>および特別預金制度が課されていた)。

(ロ) コール・手形市場とインターバンク預金市場との金利裁定促進

5) 準備資産比率規制は、ポンド建預金等の債務残高に対し、その12.5%以上の特定の準備資産(英蘭銀行預け金、TB、コール・ローン、満期1年未満の国債、英蘭銀行再割適格手形等)の保有を義務付ける制度であり、適用対象は全銀行(交換所加盟銀行、Secondary Banks 等)。本規制創設に伴い、交換所加盟銀行に対する流動比率規制(総預金債務の28%以上の流動資産保有を義務付け)は廃止。

特別預金制度は、準備資産比率規制の対象債務残高の一定比率相当額につき、英蘭銀行特別預金勘定への預入を義務付ける制度で、適用対象は準備資産比率規制と同様。

他方、政策運営の場であるコール、手形・TB市場が、他のマネーマーケットから分断され、しかもシェアが低下している状況の下では、コール、手形・TB市場を対象とする金融調節の効果がインターバンク預金市場を含む金融システム全体に波及する度合いが制約され、あるいは大きなタイムラグを伴うので、政策効果の波及はその意味で妨げられることとなる。このため英蘭銀行は(1)と並行して有担、無担両市場間の金利裁定機能を高めるべく様々な手を打ってきた。

まず、コール市場とインターバンク預金市場との金利裁定の促進策を列举してみると次のとおりである。

- ① 割引商社に対しインターバンク預金市場のブローカーを子会社として設立することを認可（65年）。
- ② 割引商社に対するCD（インターバンク預金市場の取引手段の一つ）担保によるコール取入れの容認およびCDディーリングの認可（68年）。
- ③ Secondary Banks に対して準備資産（コール・ローンを含む）比率規制を適用し、コール・ローンの保有を促進（71年）。
- ④ 再割適格手形の引受銀行として新たに認めら

れた Secondary Banks に対し、割引商社へのローン放出を義務付け（81年）。

同様に、手形市場とインターバンク預金市場との間についても、再割適格手形の引受銀行として Secondary Banks をさらに追加し（81年、対象行52行→96行、追加行はすべて Secondary Banks）、金利裁定機能がより大きく働くよう対応を図っている。

ロ、インターバンク預金取引の安全確保のための対応

73～74年にかけて、小規模の Secondary Banks を中心とする信用不安（いわゆる Secondary Banking Crisis）が発生、英蘭銀行は破綻銀行の救済を余儀なくされたが、⁶⁾その反省として英蘭銀行は、当時 Secondary Banks の監督責任の所在が不明確であったことが、ユーロ市場やインターバンク預金市場を通じて信用不安の拡散を招いた原因との見方を明らかにしている。⁷⁾

こうした反省を踏まえ、① 79年に初めて銀行法が施行され、英蘭銀行の監督対象金融機関の範囲拡大および監督権限が法制化⁸⁾されたほか、②同じく79年には預金者保護基金の創設⁹⁾も打出され、さらに81年には、③銀行の健全性維持を目的とした流動性に関するガイドライン¹⁰⁾が英蘭銀行により

6) 73年11月、新興小規模銀行の破綻を契機とする預金取付けから、英蘭銀行監督外の小規模行等が支払不能に直面。英蘭銀行は交換所加盟銀行との協調により巨額の救済融資を実行するとともに、一部の破綻行を単独で買収。

7) 英蘭銀行は、その「四季報」（75年6月）において、Secondary Banking Crisis に対する反省として以下の三点を指摘。

① 60年代以降急成長を遂げている Secondary Banks に対する監督責任の所在が不明確であったこと。

② これを主因に、ユーロ市場やインターバンク預金市場では信用不安が直ちに市場全体に波及しやすいこと。

③ 従って、市場参加銀行の業況を十分把握する必要があること。

8) 銀行法上の全金融機関（Secondary Banks を含む）を英蘭銀行の監督対象とし、免許の交付・取消し、審査等の権限を付与。

9) 銀行法上の全金融機関（Secondary Banks を含む）を対象とする強制加入の預金保険制度。預金額の75%を保証（但し一預金者当たり7,500ポンドを上限）。

10) 銀行法上の全金融機関（Secondary Banks を含む）を対象とし、外貨を含む資産・負債全体につき満期、市場性等に応じた流動性のランク付けを行い、個別金融機関毎に流動性ランク別のネットポジション（負債超過額）に関するガイドラインを設定。

設定されるなど、Secondary Banks に対する調査・監督や預金者保護の体制が一応整備されるに至った。

4. 主要国の無担のインターバンク市場における安全性確保の手段

以上のように、英国では無担のインターバンク預金市場の安全性確保のためにさまざまな体制整備が行われたが、もともと無担を原則とするフェデラル・ファンド市場やコール市場を持つ米、独ではどのような手段によってこの安全性を確保しているのだろうか。

インターバンク市場で無担取引の安全を確保する手段は、一般的には出し手の与信管理と取り手の経営の健全性確保である。米、英、独の各市場における無担の取引仕法の概要は第7表のとおりであるが、各市場にほぼ共通した与信管理システムのポイントとしては次の三点を挙げることが出来る。

(1) 第一のポイントは仲介業者がブローカーに徹していることである（米、英、独<第7表2の(2)>）。

すなわち、各国とも仲介業者は無担保のインターバンク取引に関してはディーラー機能を持たない単なるブローカーであり、従って出し手行は取り手行が不明のまま放資することは起こり得ない。なお、西独では外銀等一部行を除き、仲介手数料（年率1/32%）節約のため、ブローカーを通さない親密先との直接取引が一般的であり、従ってこの場合も取り手行は明白である。

(2) 第二のポイントは米国、西独では取り手と出し手がある程度大銀行に絞られるような制度的制約があるため、取り手行に関する信用情報の入手が容易であること（第7表2の(1)）である。米国では小規模行はブローカー経由の取引単位（最低1百万ドル）が制約となって市場に直接参加することは困難であり、このためコルレス

先大銀行を介して参加するのが通常である。また西独でも取引知識や財務内容等に関する暗黙の基準および大口融資規制と取引単位の制約から名の通った大手金融機関に絞られている。

(3) 第三のポイントは、個別取り手の信用度に応じたクレジットラインの設定・金利格差の存在（米、英、独）、中央銀行によるローン放出・マネー取入れ状況の監視や一般的な経営健全化の指導（米、英、独）、大口融資規制によるリスクの分散（米<2日以上の期日物>、独）が担保に代る安全装置の主柱となっているほか、必要なら有担に切替える慣行となっていることである（第7表3）。

① クレジット・ラインは、取り手の財務内容、取引関係の緊密度等をもとに設定されるが、マネージャビリティを確保するため取り手に対しては通知されず、また必要に応じ見直しが行われる。

② 金利格差は、通常は比較的小幅であるが、信用不安が広がる気配が出てくると拡大し、信用度の劣る取り手の資金取入れや経営姿勢をチェックする役割を果す。

③ 取り手の他行からのマネー取入状況（いわゆる名寄せ）については、米国では、連銀当局が大手46行からは毎日、連銀借入依頼行からはその都度、信用度に問題ありと判断した場合もその都度、報告を求める。西独では複数行の大口ローンが特定行に集中している場合にはブンスバンクが取り手のマネー総額と出し手の数につき関係出し手に通知するシステムが設けられている。ただ英国では取り手はインターバンク預金市場のみならず、ユーロ市場からもマネーを取入れているのが通常のため、そもそも国内インターバンク預金の取入れのみについて名寄せを行っても無意味であり、したがって出し手はお互い同士の情報交換や市場の情報等を通じて取り手の流動性や収益状況の把握に常時

第7表 欧米主要国における無担保インターバンク取引

	米	英	国	西	ド	イ	ン
取引の名称	フェデラルファンド取引	インターバンク預金取引	国	西	ド	イ	ン
1. 取引の概要							
(1) 取引の性格	連綿預け金勘定またはコルレス先預け金勘定を用いて行 り銀行間の資金貸借。	クリアリングバンクへの預け金勘定またはBOE預け金 勘定を用いて行行銀行間の資金貸借(ただし、預金取引形式)					
(2) 担保の有無	原則として無担(一部の州では州の規制により有担)。	無担					
2. 市場参加者							
(1) 出し手および取り手	市場への恒常的な参加者は、大手・中規模銀行を中心に 400～500行程度(但し、取引の9割は100行程度の太 銀行)。 ・小規模銀行はブローカー経由の取引単位(1百万ドル)が 制約となってコルレス先大銀行を介して参加するのが通 常。	参加者約600行。 ・参入に格別の規制なし。交換所加盟銀行は恒常的な出し 手、外銀、国内中小銀行は恒常的な取り手。					
(2) 仲介業者のあり方	金融センター所在の大手銀行は取り手、地方中小銀 行は出し手。 ・殆どの場合、ブローカーが介在(直接取引は小規模銀行の コルレス先大手銀行への放出のみ)。 自己計算のディーラーは存在せず。	殆ど(95%方)の場合、ブローカーが介在。自己計算の ディーラーは存在せず。					
<ブローカー手数料>	50セント/1百万ドル	年率1/32%					
3. 無担取引における安全装置							
(1) クレジットライン							
イ、限額枠の設定、管理	取り手毎に枠を設定、管理。						
ロ、信用チェックの判断基準	通常の貸出と同様に取り手の信用を総合的に判断。	取り手毎に枠を設定、管理(通常、年1～2回見直し)。 但し、相手行の経営内容に明確な変化があれば即時変更)。 ・通常の貸出と同様に取り手の信用を総合的に判断(取引 関係の緊密度等をも勘案)。					
ハ、信用チェックのための情報	通常はディスタクロージャー情報に依存。取り手の信用度 に不安があれば追加的な情報を徴求することもある。 ・四半期毎のFinancial Statement を始め、連結 B/S・P/L、有価証券報告書等	ディスタクロージャー情報に依存。 ・連結B/S・P/L、年次報告書等					

第7表 (続)

取 引 の 名 称	米	国	英	国	西 ド イ ツ
(2) 信用度に応じた金利格差 1. 通常時	0.125%前後 0.25 ~ 0.375 %	フェデラルファンド取引	インターバンキング預金取引		
2. 1974年当時 フランクリン・ナショナル 等の銀行経営悪化が伝え られた時期			0.1875 ~ 0.25 % (Mexican Bank の事例) - Japanese Bank に対し一時 2 %		0.05 ~ 0.15 % (但し翌日物については単一レートの場合もある) 0.5 ~ 1 % 〔翌日物〕〔3ヶ月物〕
(3) 取引手の他行からのマネー取 入れ状況把握(いわゆる名寄せ)	通常、把握していないが、信用度の問題があるとみられる場合は、他行からのマネー取入れ状況につき報告を求めることがある。なお連鎖は、大手46行につき毎日マネー取入れ状況の報告を徴求、さらに連銀貸出実行に当り貸出先のマネー取入れ状況を購取。		取引手はユーロ市場からも資金を取入れており、インターバンキング預金のみ名寄せは無意味。従って出し手はお互いの情報交換や市場の情報等を通じ、取引手の流動性と収益状況の把握に常時努力。		通常把握していないが、ブデスバンクが出し手より大口取引状況の報告を徴し(2ヶ月毎)、特定取引手へマネー集中の際は関係する出し手に当該取引手のマネー総額と出し手の数を通知。
(4) 中央銀行によるマネー取入れ 状況の監視や経営健全化の指導	上記のとおり取引手からマネー取入れ状況を購取しているほか、出し手の放出が特定の取引手に集中している場合は、審査等において当該出し手に是正を要請することがある。		銀行に対する一般的な監督・考査の中で、銀行経営の健全性をウオッチ。		特定の取引手が複数の出し手から大口のマネーを取り入れている場合には、上記のとおり関係する出し手に通知。
(5) 大口融資規制	2日以上の期日物に適用(翌日物には不適用)。 無担の場合 自己資本の15 % 有担の場合 自己資本の25 %		大口融資規制存在せず。		適用 自己資本の50 %
(6) 信用不安先への放出の際の有 担への切替え等	担保徴求あるいはインターバンキング現先取引(RPs、取引の性格上、実質的に有担。広義のフェデラルファンド取引に含まれる)に切替え。		貸付取引に切替え、担保を徴求。		担保を徴求するよりも、むしろ取引を行わないのが一般的。
4. 無担取引に対する中央銀行の考 え方	特に問題視せず(①担保管理に伴う手数・コストの削減が可能。②債券保全面でも無担保取引に長い歴史があり、これまで大きな混乱を生ぜずとの評価)。		特に問題視せず。		特に問題視せず(上記のような市場内部の「自浄作用」により問題の多い先を市場から締め出す仕組みがとられている点を評価)。

(注) フランスのインターバンク取引

- 手形の条件付売買の形式をとる有担取引!
- 有担の背景
 - ① 手形売買に対する免税措置
 - ② 取引の仲介業者としてディーラーが介在
 - ③ 銀行経済についての秘密主義の伝統

努めている。

- ④ 中央銀行の指導については、出し手のクレジット・ライン設定等につき、中央銀行が事前に直接関与することはないが、米国ではローンが特定の取り手に集中している場合には審査等で適宜指導を行い、西独でも定期的（2か月毎）に大口ローンの報告を徴求し、前述の通り資金の取りあさがみられる場合には出し手に注意を促している。また、各国とも審査等を通じて準備資産の内容をチェックし、経営健全化の指導を行っている。
- ⑤ 大口融資規制については、米国では2日以上 の期日物につき適用され、西独ではすべてのコールが適用を受ける¹¹⁾ので、ローンの特定行集中を防ぎ、リスクの分散を図る機能を果している。
- ⑥ 最後に、こうした様々の安全装置によってもなお取引に不安が残る場合には、有担取引に切 換える慣習があり（米、英）、状況に応じて選 択が可能であることである。具体的には、米国 ではフェデラル・ファンド取引について担保徴 求を求めたり、TB等による現先取引への切換 えを行っており、英国でも預金取引に代えて有 担の貸付取引に切換える慣行がある。もっとも 西独の場合は、取引に不安を生じた際、担保を 徴求するよりも、取引を停止する方が一般的で ある。

5. むすびにかえて

最後に、以上の海外の事例に窺われるわが国イ ンターバンク取引への示唆を整理してみよう。大

口預金一般の金利が規制されているわが国の現状 でインターバンク預金の金利を自由化すると、コ ール・手形市場から預金としての性格上銀行にと ってメリットの大きいインターバンク預金取引へ 資金の大幅なシフトが生じ、有担取引のメリット¹²⁾ が失われる惧れがある。反面、金融機関経営の自 己責任原則が十分確立されていないと、無担保の インターバンク取引の健全性・安全性についても 直ちには期待できない。また金融政策の観点から みても、コール・手形市場のシェア・ダウンに伴 い、この市場での金融調節、およびその効果の金 利全般への波及が阻害される惧れがある。したが って、現状のままで無担保のインターバンク取引 が拡大することは好ましくない。

しかし、現実には、円転規制の撤廃に伴い、 外貨建ての無担保インターバンク市場（外貨預金、 ドルコール）が円建インターバンク預金取引のシ ャドー・マーケットとして拡大する可能性はある。 これは、ロンドンのユーロ市場と国内インターバ ンク預金市場が並行的に急拡大した現象が日本で ディスガイスされた形で出る惧れともいえよう。 また将来の問題としてインターバンク預金金利 の自由化が行われれば、その場合はディスガイ スされた姿ではなく、米、英と同じ内外無担市 場の並行的拡大という事態になる可能性もあろう。 そうした無担保のインターバンク市場の拡大に対 しては、これまでの欧米各国の経験を踏まえ、取 引の安全性確保、金融政策の有効性維持の観点か ら各種の対応を講ずることが是非とも必要であろ う。

11) わが国では、コールローン・買入手形については、省令により大口融資規制の適用を受けないこととなっている。

12) 有担のインターバンク取引に固有のメリットは、①取引の安全性が優れている、②ルーマーなどによる市場取引への攪乱的な影響を遮断しうる、③仲介業者がディーラーとして機能しうるので、出し手・取り手間のニーズの不一致の調整がより円滑、等。